

住民税非課税世帯などに5万円を支給します

問 みやま市価格高騰緊急支援給付金事務室(Tel.63-3900) 市ホームページ 内閣府ホームページ



電気・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯などに価格高騰緊急支援給付金を支給します。

■【①住民税非課税世帯】支給対象
令和4年9月30日時点で、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税の世帯

■申請方法
対象世帯には、11月中旬から順次確認書を発送予定です。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送ください

■【②家計急変世帯】支給対象
①に該当しない世帯のうち、予期せず家計が急変し、令和4年11月以降の世帯全員のそれぞれの年収見込額が住民税非課税相当水準以下となった世帯

※判定方法は市ホームページでご確認ください。

■申請方法
11月中旬から受付予定。申請書、その他必要書類を給付金事務室(市役所本庁第5会議室)に持参または郵送。持参する場合は事前予約をお願いします

▽郵送先 〒835-8601 みやま市瀬高町小川5番地みやま市価格高騰緊急支援給付金事務室

■申請に必要なもの
▽申請書▽簡易な収入(所得)見込額の申立書▽令和4年1月以降の「任意の1か月の収入」の状況が分かる書類の写し▽世帯主の本人確認書類の写し▽世帯主名義の口座番号が分かる書類の写し

※申請書と申立書は市ホームページ、給付金事務室、あたら苑、げんきかんで11月中旬から配布予定。郵送も可能です。

■【共通事項】提出期限 令和5年1月31日(火)

■支給額 1世帯当たり5万円

■支給日 令和4年12月中旬から支給開始予定

※受け付けから支給まで1か月程度かかります。

▽①②の重複受給はできません
▽①②いずれも、住民税が課税されている人の扶養親族のみで構成される世帯は対象となりません

松嶋市政2期目スタート

「前へ!さらに前へ!!」 明日へ 未来へ 引き継ぐまちづくり

みやま市長 松嶋 盛人

松嶋市長が進める3つの柱

- 1 豊かな自然環境の活用**
 - ・農林水産業の振興
 - ・資源循環型まちづくりの更なる推進
 - ・地球温暖化防止に向けた脱炭素化の推進
- 2 整備されてきたインフラの活用**
 - ・ワンヘルスのまちづくり
 - ・みやま柳川IC周辺への企業誘致
 - ・スポーツツーリズムの推進
- 3 温かい地域コミュニティとの連携**
 - ・地域コミュニティの活性化
 - ・自然災害などから暮らしを守る、安全安心のまちづくり



このたび、任期満了に伴う市長選挙におきまして、引き続き2期目の市政のかじ取りを担わせていただくことになりました。こうしてご挨拶できることを、大変光栄に感じています。同時に、課せられた使命と責任の重さを改めて実感し、身の引き締まる思いであります。

1期目の4年間は、前市政で計画された事業を継承しながら、新たに、定住促進に向けた子育て支援、高田地区の学校再編事業、ごみの減量化や資源化の促進、脱炭素化や地球温暖化対策などの事業に取り組んでまいりましたが、一方で、任期の大半を新型コロナウイルス感染症対策や豪雨災害からの復旧に注力することとなりました。

ここまでまいりましたのは、市議会の皆様をはじめ、職員、そして市民の皆様のおかげで、厚く感謝申し上げます。

2期目におきましても、市民の皆様の負託に応えるべく、市議会の皆様のご理解、ご協力を得ながら、誠心誠意その職務を全うしてまいります。

さて、本市では、持続可能な地域社会を構築するため、「人と自然が共に育み、つながり、成長し続けるまち」を将来像に掲げ、令和10年度までを計画期間とする第2次みやま市総合計画を策定しております。その実現に向け、職員と二丸となり、全身全霊を傾注してまいります。

私は、今後の市政を進めるにあたり、「豊かな自然環境の活用」「整備されてきたインフラの活用」「温かい地域コミュニティとの連携」と、3つの柱を掲げております。

本市は、豊かな自然や農業、自然エネルギーなどに恵まれておりますので、この特色を生かし、地域経済の活性化を図っていく必要があります。

そして、みやま柳川インターチェンジや明海沿岸道路のほか、筑後広域公園フィッストネシアなど、様々なインフラの整備も進んできております。

その中でも、福岡県が全国初となる「ワンヘルセンター」を保健医療経営大学敷地に設置することから、これを契機として、市民の皆様がワンヘルスに対する理解を深めていただくための取り組みを推進するとともに、福岡県との連携を密にしていきたいと思います。

また、本市の素晴らしい資源の一つでもある、温かい地域コミュニティと連携して、安全安心のまちづくりを進め、これからもみやま市に住みたい、住み続けたいと、愛着を持っていただき、市民の皆様とともに、明日へ、未来へ引き継ぐまちを創ってまいります。

「前へ!さらに前へ!!」と積極的な市政運営に努めてまいりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます、就任のご挨拶いたします。

消防署からのお知らせ「ふれあい119」

問 市消防本部 予防課 予防係(Tel.62-5993)

【火災情報メールをご登録ください】
登録した人に、火災発生情報をお知らせします。
<http://www.center-chikugo119.jp/fire/saigai/pb/mobile/pb.html>



火災情報メール

【秋季全国火災予防運動】
11月9日(水)から15日(火)は秋季全国火災予防運動期間です。11月9日(水)午前7時と午後7時の2回、火災予防意識喚起のためサイレンを吹鳴します。火災と間違われぬようにお願いします。

▼2022年度全国統一防火標語
「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

2022年度みやま市消防団秋季消防演習
■日時 11月6日(日)午前9時
■場所 濃施山公園
※訓練終了後に消防車両による秋季火災予防運動広報パレードを実施します。

【住宅用火災警報器は10年たったら「とりかえ」!】
住宅用火災警報器は、古くなると火災を感じしなくなったり、故障しやすくなります。定期的に作動をテストし、10年を目安に交換しましょう。

消防本部では、住宅用火災警報器の設置・取り替えなどの促進を行っています。秋季火災予防運動にあわせて住宅用火災警報器のアンケートを行います。アンケートは下記QRコードから回答できます。ご協力をお願いします。



アンケート

新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えましょう

問 健康づくり課 健康係 (Tel.64-1515)

【インフルエンザを予防しましょう】

季節性インフルエンザは、初冬から春先にかけて流行します。特に、高齢者や呼吸器、循環器、肝臓に慢性疾患がある人、糖尿病や免疫が低下している人などは、入院が必要になったり、重症化して亡くなることもあります。新型コロナウイルス感染症との同時流行も懸念されます。次のことに注意して、感染症予防を行きましょう。

- 予防のポイント
- ▼ 流行する季節に入る前に、予防接種を受けましょう
- ▼ 外出後は手洗い・うがいをしましょう
- ▼ 十分な休養とバランスのとれた栄養を摂取しましょう
- ▼ 人が多く集まる場所への外出は控えましょう

【新型コロナウイルス接種を検討ください(10月25日時点の情報です)】

初回接種(1・2回目)で使っている従来型ワクチンは、年内で国からの供給が終了する予定です。オミクロン株対応ワクチンは初回接種が完了しないと接種できません。追加接種(3回目以降)を希望する人は、なるべくお早めに初回接種を受けてください。新型コロナウイルスワクチンを接種できる期間は令和5年3月31日までです。接種を希望する人、接種を迷っている人は、接種会場を確認し、お早めに予約・接種を検討ください。

電話またはWEBで接種予約ができます

■みやま市新型コロナワクチン接種コールセンター
(Tel.0120・092・380。午前9時～午後5時。土・日・祝日も対応)

■QRコードからWEB予約ができます



申し込みフォーム

婚活イベント「縁活みやマッチング」

問 企画振興課 企画係 (Tel.64-1504)

【第1回若玉作りと色づく秋に大人なガーデン婚活】みやま市内で楽しく交流し、素敵な「縁」を見つけ「縁活みやマッチング」がスタートします。雑木の庭武蔵野で若玉作りとお庭散策などを楽しみます。

- 日時 11月13日(日)午前10時～午後4時(受付は午前9時30分)
- 集合場所 市消防本部
- 参加費 3500円
- 参加条件
- 【男性】25歳～50歳の市内在住または在勤で独身の人
- 【女性】25歳～50歳の独身の人
- 定員 男女各12人(先着順)
- 申込方法 QRコードまたは電話で申し込み
- ▼縁活みやマッチング事務局 (Tel.85・8039)
- 申込期限 11月7日(月)
- ※第2回を2023年2月、第3回を2023年3月に開催予定です。

令和4年度分学校給食費の一部を補助金として支給します

問 教育総務課 総務・学校再編推進係 (Tel.32-9101)



市ホームページ

子育て世代の経済的負担の軽減などのため、学校などに支払った学校給食費の一部を補助金として支給します。

※今年度から、補助対象を第1子を含む全児童生徒に拡大しました。

- 申請者(保護者)の要件
- ①市内に住所があり、居住している
- ②同一の世帯員全員が学校給食費および市税を滞納していない
- 補助の対象となる子の要件
- ①市内に住所があり、居住している
- ②小中学校などに在籍している
- ③生活保護、みやま市就学援助(準要保護・特別支援教育就学奨励費)およびその他の公的扶助の制度で、学校給食費の補助・援助の対象となっていない
- 補助金額 児童生徒1人あたり1月の上限千円
- 申請方法 申請書・請求書を学校に提出(申請書・請求書は市内小中学校および教育委員会窓口にあります)
- 提出期間 令和5年1月4日(水)～31日(火)
- 詳しくは学校で配布されるチラシまたは市ホームページをご覧ください

見すごすな 子どもたちの SOS 11月は「児童虐待防止推進月間」

問 市家庭児童相談室 (Tel.64-1566)

虐待を受けている子どもは、自分で解決することができず、周りに助けを求めています。「泣き声通報」など子どもからのサインを見すごさず、虐待を疑うときは、すぐに連絡ください。

■児童虐待とは

- ▽ 身体的虐待 II 殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- ▽ 性的虐待 II 性的行為の強要や、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ▽ ネグレクト II 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力をふるうことなどを放置する など
- ▽ 心理的虐待 II 言葉により脅す、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DVなど) など

■子どもを虐待から守るために

被害を受けている子どもや虐待してしまう保護者からの相談も受け付けています。一人で抱え込まず相談ください。

■体罰によらない子育てを広げましょう

たとえ「しつけ」のためだと思っても、体に苦痛や不快感を意図的に与えることは、どんなに軽いものでも体罰です。子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰を受けた子どもは、「落ち着きがない」「がまんできない」「集団行動ができない」などの問題行動が生じ、成長や発達に悪影響を及ぼすことが明らかになっています。

■全国共通3桁ダイヤル(いちばやく) 189

■大牟田児童相談所 (Tel.54・2344)

マイナンバーカードの申請は12月までに

問 マイナポイントに関すること:マイナポイント支援会場 (Tel.62-3828)

マイナンバーカードに関すること:市民課 住民係 (Tel.88-9737)



市ホームページ

マイナポイント第2弾(最大2万円)の対象となるマイナンバーカードの申請期限が、今年の12月末まで延長されました。※マイナポイントの申込期限は令和5年2月末です。

【図書館で申請・申込を支援しています】

みやま市立図書館(瀬高)では、日曜もマイナンバーカードの申請・マイナポイントの申込を支援しています。申請期限前は混雑が予想されます。お早めに申請ください。

■開設期間 令和5年2月28日(火)まで

■受付日時 日曜および火曜・金曜 午前10時～午後5時30分

■場所 みやま市立図書館 カフェスペース

	支援内容	必要なもの
マイナンバーカード申請補助(カードを持っていない人)	顔写真を撮影し、申請までをサポート	本人確認できるもの(運転免許証、保険証など)
マイナポイント申込支援(カードを持っている人)	マイナポイント申し込み、健康保険証利用登録、公金受取口座登録をサポート ※ポイントは12月末までにカードを申請している人が対象です。	■マイナンバーカードと数字4桁のパスワード ■キャッシュレス決済が分かるもの ■銀行通帳またはキャッシュカード